

自己評価にあたっての留意事項

平成24年 5月10日版（平成24年 4月 1日施行） ※アクション2 1 認証の取扱いを追記

1 全般的な留意事項

※平成24年12月末日公告分まで、エコアクション2 1 認証を評価項目としません。

**技術評価点自己評価表（以下「自己評価表」という。）（別記様式第1号）の提出にあたっては、入札公告で掲げる総合評価方式個別説明書（以下「個別説明書」という。）を複製の上、あらかじめ新潟市建設工事総合評価方式試行要領で定める技術資料（別記様式第2号～第8号）を作成し、漏りがないように注意してください。**

**【特定共同企業体（以下「企業体」という。）で入札に参加する場合の注意事項】**

- 企業体の出資比率にかかわらず企業体の構成員全員を技術評価します。ただし、配置予定技術者の能力の「国家資格」、「同種工事の工事実績」及び「同種・類似工事の施工実績」、並びに「地域・社会貢献度」の「市内企業の活用」の評価項目を除きます。
- それぞれ評価項目の評価点の算出は、各評価項目ごとに構成員全員の評価点を算出し、その平均点（少数点以下第3位四捨五入2位止）を求めて行なうものとします。
- 構成員の自己評価にあたっての留意事項についても、この「自己評価にあたっての留意事項」に記載する内容と同様です。

**【落札候補者となった場合】**

契約担当課から落札候補者となった旨が通知され、技術資料及びその内容を証明する資料の提出が必要となります。  
当該提出資料については、落札候補者決定の公表後、その翌日までに契約担当課に持参のうえ提出していただきます。事前に準備しておいてください。

**【当該入札が無効となり失格となる場合】**

下記の場合は、当該入札が無効となり失格となります。十分ご注意ください。

- 「自己評価表」において配置予定技術者の氏名が未記入の場合
- 簡易型における「簡易な施工計画書」が白紙である場合など不適切な場合
- 提出期限内（契約担当課から落札候補者となった旨が通知された日（落札候補者決定の公表日）の翌日、ただし、翌日が休日の場合は、次の開庁日）に技術資料及びその内容を証明する資料の提出がない場合

**【「自己評価表」に修正の必要がある場合】**

一度提出した「自己評価表」に修正の必要がある場合、提出期限内であれば何度でも再提出可能ですが、一番最後に提出された「自己評価表」をもって技術評価します。

**【審査に関して】**

- 落札候補者が提出する技術資料（別記様式第2号～第8号）等で施工実績の規模等が判断できない場合や書類等に不備がある場合、もしくは疑義が生じた場合などにおいては、下表右欄の「落札候補者となった場合」に記載した提出書類等以外に技術資料の内容を証明する書類の提出を求める場合があります。
- 上記技術資料の内容を証明する書類の追加提出を求められた場合、落札候補者は、速やかな対応を取らなければなりません。
- 上記技術資料の内容を証明する書類の追加提出がない場合もしくは速やかな提出がされない場合や書類等の記載内容によっては、自己評価による技術評価点を市で修正し総合評価点を算定し直します。
- その結果、総合評価点の変動したことにより落札候補者でなくなる場合がありますのでご注意ください。

技術資料（別記様式第1号～第8号）の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止となる場合がありますので、十分ご注意ください。

**【注意事項】**  
今回の主な改定・加筆箇所を「赤文字」で表記しています。

**「公告日」とは、案件ごとの入札公告の公表日のことです。**

「年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までのことです。  
過去4ヶ年度・・・平成20年度から平成23年度  
（平成20年度4月1日から平成24年3月31日）  
過去10ヶ年度・・・平成14年度から平成23年度  
（平成14年度4月1日から平成24年3月31日）

電子申請システムでは、添付ファイルのファイル名は半角英数字のみに限定されていますので、自己評価表などを添付する際、ファイル名は次のとおりにしてください。

入札公告の【案件番号】 + 入札参加者名簿の【業者コード】 + 下記の【様式名】

自己評価表・・・yousiki8-n'テン番号  
簡易な施工計画書・・・yousiki3  
補充図面等・・・yousiki3hokan

※テン番号は案件により変わります。

（例）自己評価表の添付ファイル名  
2010100001\_0000012345\_yousiki8-A01.xls

※各番号を半角スペースを入れて区切る

また、平成23年10月4日付で新潟市技術管理課ホームページに掲載した「技術資料提出における注意事項」と取り扱いについて（通知）を熟読し、漏りのない資料作成に努めてください。

<END>

**問い合わせについて**

- お問い合わせの際は、大変お手数をおかけいたしますが、eメールもしくはFAX等の記録の残る方法でお問い合わせください。
- 電話でのお問い合わせにつきましては、申し訳ございませんが受け付けておりませんので、ご了承願います。

新潟市 都市政策部 技術管理センター 技術管理課  
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
FAX 025-225-3500  
E-Mail gjtsu@city.niigata.lg.jp

前版から変更ありの場合

2 評価項目別の留意事項

評価項目	評価内容	評価基準	配点									配点ランク
			特別簡易型			特別簡易型			簡易型			
			I型	II型	III型	I型	II型	III型	I型	II型	III型	
工事の施工能力（必須） 企業 の 能力 工事 成績 （平均点）	80点以上		4.0	4.0	5.0	5.0	6.0	5.0	5.0	6.0	4	
	70点以上80点未満		(a-70) × 0.4	(a-70) × 0.4	(a-70) × 0.5	(a-70) × 0.5	(a-70) × 0.6	(a-70) × 0.5	(a-70) × 0.5	(a-70) × 0.6	3	
	65点以上70点未満		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2	
	65点未満（マイナス評価とする）		(a-65) × 0.8	(a-65) × 0.8	(a-65) × 1.0	(a-65) × 1.0	(a-65) × 1.2	(a-65) × 1.0	(a-65) × 1.0	(a-65) × 1.2	1	
	実績なし		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	

工事成績評定点の平均点：a  
（少数点以下第3位四捨五入2位止）  
（現年度を含まず、過去4ヶ年度の評定点 ※1＝右記に示す【B】工事成績評定の対象期間についてをご覧ください）  
（対象とする工種及び期間は案件ごとに定める）

自己評価にあたっての留意事項

**【共同企業体での実績の取り扱い】**  
構成員の平均値採用

共同企業体での実績の取り扱い

落札候補者となった場合

資料の提出は、必要ありません。

共同企業体での工事成績評定点は、出資比率に問わず対象としません。

工事成績（平均点）については、新潟市で採点します。

工事成績評定点は、新潟市が発注した工事のみを評価の対象とします。（水道局が発注した工事については、評価の対象としません。）

入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「工事成績平均点」に記載される対象工（業）種の区分（下記【A】【B】の区分）で評価します。

なお、総合評価に係わる工事成績評定点の問合せには原則として応じません。（落札候補者の公表時の疑義照会を除く。）

**【A】 発注する工（業）種と工事成績評定点の工（業）種について**

発注する工（業）種等		工事成績評定点の工（業）種等
工（業）種	種別等	
土木一式	下水道管更生	①土木一式のうち下水道管更生工事のみの成績
	上記以外の工事	②土木一式のうち上記以外の成績。とび・土工・コンクリート（交通安全施設及び解体を除く）及び鋼構造物の成績
とび・土工・コンクリート	交通安全施設	交通安全施設の成績
	解体	解体の成績
鋼構造物		②の成績
造園		造園の成績
仮装		仮装の成績
建築一式		建築一式の成績
管		管の成績
電気及び電気通信		電気及び電気通信の成績
防水		防水の成績
機械器具設置		機械器具設置の成績
上記以外のその他の工（業）種		全ての成績

**【B】 工事成績評定の対象期間について（※1）**

公告月日	工事成績評定点対象しゅん工年月日
4月1日～5月31日	公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の1月31日まで （例：平成24年4月17日公告の案件）
6月1日～翌年3月31日	公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の3月31日まで （例：平成24年6月19日公告の案件）

<END>

前版から変更あり

●

2 評価項目別の留意事項

評価項目	評価内容	評価基準	配点									配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での実績の取り扱い		落ち候補者となった場合	前版から変更あり		
			特別簡易型			特別簡易型			簡易型					構成員の 平均値採 用					
			企業育成型		通常型	I型		II型	I型		II型							III型	
同種工事の工事 実績（回数）	同種工事で7.5点以上の工 事実績評定点 （現年度を含まず、過去 4ヶ年度の評定点 ※1 = 企業の能力に示す【B】工 事実績評定の対象期間につ いてをご覧ください） （対象とする同種工事は案 件ごとに具体的に定める）	7.5点以上が5回以上			1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	5	同種工事の工事実績は、新潟市が発注した工事のみを評価の対象とします。 （水道局が発注した工事については、評価の対象としません。）  入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種工事」の要件を満たす、過去4ヶ年度内（ただし、4月1日より5月31日までの間は、公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の1月31日までとします。）にしゅん工した工事で、工事実績評定点が7.5点以上と採点された工事が対象となります。  【参照】 上記のただし書きについては、工事実績（平均点）の自己評価にあたっての留意事項に記載する【B】工事実績評定の対象期間について（※1）をご覧ください。	共同企業体での工事実績評定点は、出資比率に照らして算出します。	共同企業体での工事実績評定点は、出資比率に照らして算出します。	技術資料の別記様式第3号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に、左記の留意事項を熟読の上記入し、提出してください。  【提出が必要な資料】 当該同種工事の「工事実績評定通知書」の写し及び同種工事を証明する書類の提出が必要となります。 なお、5件以上ある場合は、上記写しは5件分のみの提出で構いません。	●
		7.5点以上が4回以上			0.8	0.8	1.6	1.6	0.8	0.8	0.8	4							
		7.5点以上が3回以上			0.6	0.6	1.2	1.2	0.6	0.6	0.6	3							
		7.5点以上が2回以上			0.4	0.4	0.8	0.8	0.4	0.4	0.4	2							
		7.5点以上が1回以上			0.2	0.2	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2	1							
実績なし			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0								
企業の能力  工事の施工能力（必須）	同種・類似工事の施工実績 （現年度（公告日前日まで） 及び過去10ヶ年度内の実績） （対象とする実績要件は案 件ごとに具体的に定める）	国、旧公団、都道府県又は政令指定都市の発注工事の元請施工実績がある。	1.0	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2	入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種・類似工事」の施工実績の要件を満たす、現年度（公告日前日まで）及び過去10ヶ年度内にしゅん工した工事が対象となります。  施工実績は、元請業者としての工事実績のみが対象となり、それ以外の場合の施工実績は対象とありません。  発注者が下記の場合は、配点ランク「2」に該当します。 ①国（公立病院など管理運営主体が設立元の国の場合を含む） ②都道府県 ③政令指定都市（注1） ④旧道路公団（注2） ⑤独立行政法人（独立行政法人設立以前の公団を含む） ⑥日本下水道事業団  【注1】 政令指定都市のうち、新潟市が発注した工事の実績には、合併前にしゅん工した旧新潟市以外（新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月潟村、中之口村、巻町）の工事実績も含まれます。  【注2】 旧道路公団とは、旧道路公団及び現在、高速道路株式会社法に定められている「東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社」のことを言います。  発注者が財団法人や、土地改良区などの場合は、配点ランク「1」に該当します。	共同企業体での施工実績は、出資比率に関わらず当該共同企業体の構成員全てに実績があると認められます。  例：A社（代表者）、B社、C社3社の共同企業体による建築工事延べ床面積5,000㎡の工事は、3社全員が、当該工事の実績があると認めます。	共同企業体での施工実績は、出資比率に関わらず当該共同企業体の構成員全てに実績があると認められます。  例：A社（代表者）、B社、C社3社の共同企業体による建築工事延べ床面積5,000㎡の工事は、3社全員が、当該工事の実績があると認めます。	技術資料の別記様式第3号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に、左記の留意事項を熟読の上記入し、提出してください。  【提出が必要な資料】 内容を証明するものとして、下記に掲げるいずれかの書類を提出して下さい。 【1】 公共機関発注の場合は、(1)～(3)のいずれかを提出して下さい。 (1) ①（財）日本建設情報センターが発行するCORINSの竣工時カルテ受領書 ②竣工時データの写し (2) 発注機関が発行した「工事実績証明書」（写しても可。ただし、本市入札案件公告日から1年以内に発行されたものに限る。なお、発注機関が発行する「工事実績証明書」については、技術資料提出期間終了までに発行が可能であり、また、それを確認することができること。） (3) 契約書の写し（工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること）（一般図：工事内容が判るもの） 【2】 公共機関以外の発注の場合は、(1) (2)の両方を提出して下さい。 (1) 契約書の写し（工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること）（一般図：工事内容が判るもの） (2) 一括下請けがなかったことを証明する書類 ① 契約書に一括下請禁止事項がある場合、契約書の写し。 ② 契約書に一括下請禁止事項がない場合、一括下請けを許可しなかったことを証明する発注者からの証明書。  【注意事項】 上記書類で条件を満たす規模等が明確に判断できない場合は点数が無効となります。必要に応じて工事内容・規模が確認できる図面等を添付して下さい。 特に、CORINSのデータ入力力が「代表値」となっている場合は、判断できないことがあります。必要に応じて工事内容・規模が確認できる図面等を添付して下さい。	●		
		上記以外の発注工事の元請施工実績がある。	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	0.5	0.5	1.0	1								
		実績なし。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0							
総合評価方式受 注回数 （減点方式）	当該年度の総合評価方式の 受注回数	受注実績が、無し	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	5	総合評価方式の受注回数に応じて、点数が決まります。 【注意事項】 総合評価方式の受注回数の算定においては、共同企業体で受注実績がある場合、代表者及び構成員を問わず回数を数えます。  【複数案件の落ち候補者となった場合の取扱い】 ① 開札日が異なる複数案件において落ち候補者となった場合、総合評価方式の受注回数は、開札日の早いものから数えます。 ② 開札日が同日の複数案件において落ち候補者となった場合、総合評価方式の受注回数は、下記に示す優先順位により数えます。 (1) 公告日の早い案件 (2) 案件番号（10桁の数字）の若い番号	共同企業体での受注実績が適用されます。	共同企業体での受注実績が適用されます。	技術資料の別記様式第3号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に、左記の留意事項を熟読の上記入し、提出してください。	●		
		受注実績が、1回	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	4								
		受注実績が、2回	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	3								
		受注実績が、3回	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	2								
		受注実績が、4回	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	1								
		受注実績が、5回以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0								
国家資格	主任（監理）技術者の有する 資格	工事を施工しうる国家資格を有する者のうち、1級の国家資格を有する者又は技術士の資格を有する者	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2	「自己評価表」提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす候補者を4人まで記入することができます。  「入札公告」の工事を施工しうる国家資格を有する者（1級若しくは2級の国家資格を有する者、又は技術士の資格を有する者）が配置予定技術者となる場合、評価の対象となります。 解体工事の場合、解体工事施工技士は1級と同等の資格と見なします。よって、配点ランクは「2」に該当します。  【注意事項】 ① 配置予定技術者は、契約期限内に満65歳を迎える者までを限りとし、満65歳を超える者は評価の対象となりません。 ② 配置予定技術者について複数人を予定した場合の評価は、「国家資格」、「同種工事の工事実績」及び「同種・類似工事の施工実績」の3項目の評価の合計点が最も低い人について評価します。（それぞれの項目をそれぞれ異なる人により評価するものではありません。） ③ 入札参加申込締切日時時点で雇用期間が3箇月未満の方は、配置予定技術者として認められません。 ④ 配置予定技術者として認められる人が配置できない場合、技術資料の別記様式第1号に氏名の記入が無い場合、その入札は無効として失格となります。 ⑤ 実際の施工に当たって「自己評価表」に記載した配置予定技術者は、病氣、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更はできません。 ⑥ 特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、当初予定していた配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければなりません。 ⑦ 入札に企業体として参加する場合は、当該工事に配置を予定する技術者について評価します。	共同企業体での受注実績が適用されます。	共同企業体での受注実績が適用されます。	技術資料の別記様式第3号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に、左記の留意事項を熟読の上記入し、提出してください。  【提出が必要な資料】 記載した全ての配置予定技術者について、下記の資料の提出して下さい。 ① 工事を施工しうる法定資格等を証明する書類の写し ② 雇用期間が3ヶ月以上となることを証明する資料の写し（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、もしくは健康保険被保険者証の何れか） ③ 監理技術者については、監理技術者証、監理技術者講習終了証又は指定講習終了証の写し <END>	●		
		工事を施工しうる国家資格を有する者のうち、2級の国家資格を有する者	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1								
		上記以外の資格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0							
【注意事項】 受注者の責により「配置予定技術者」の自己評価の配点ランクが満足できない場合は、「総合評価点算定基準」により工事実績評定点を次のとおり減点しますので注意して下さい。 【減点値の算定方法】 減点値 = 8点 × (α - γ) / α (小数点以下第1位四捨五入整数止) α：落ち時の「配置予定技術者の能力」の技術評価点 γ：変更することにより再計算した「配置予定技術者」の技術評価点 ※ 8点：新潟市工事実績評定実施要領の審査項目「法令遵守等」の文書注意相当																			

2 評価項目別の留意事項

評価項目	評価内容	評価基準	配点									配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での実績 の取り扱い 構成員の 平均値採 用	共同企業 体での工 事実績評 定点は、 出資比率 に関わら ず対象と しませ ん。 <END>	技術資料の別記様式第3号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に、左記の留意事項を照録のうえ記入し、提出してください。 【提出が必要な資料】 配点ランク「2」又は「1」に該当する場合、次の資料を提出してください。 ①「工事成績評定通知書」の写し ②（財）日本建設情報センターが発行するCORINSの竣工時カルテ受領書等で、配置予定技術者が主任技術者又は監理技術者として従事した期間が確認できるもの <END>	前版 から 変更 あり
			特別簡易型			特別簡易型			簡易型								
			企業育成型	通常型													
	I型	II型	I型	II型	III型	I型	II型	III型									
同種工事の工事 成績	主任技術者（監理技術者）として従事した同種工事の工事成績評定点（現年度を含まず、過去4ヶ年度の評定点 ※1＝企業の能力に示す【B】工事成績評定の対象期間についてをご覧ください。）（対象とする同種工事は案件ごとに具体的に定める）	80点以上あり			1.0	1.0	2.0	2.0	1.0	2.0	2.0	2	同種工事の工事成績は、新潟市が発注した工事のみを評価の対象とします。（水道局が発注した工事については、評価の対象としません。） 入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種工事」の要件を満たす、過去4ヶ年度内（ただし、4月1日より5月31日までの間は、公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の1月31日までとします。）にしゅん工した工事（工事評定点が75点以上もしくは80点以上と採点されたもの）が対象となります。 【注意事項】 ① 配置予定技術者の従事職種が「主任技術者」又は「監理技術者」として従事した場合のみ評価の対象となります。 ② 配置予定技術者の「同種工事の工事成績」と「同種・類似工事の施工実績」は、同一工事または異なる工事に関わらず評価の対象となります。 ③ 配置予定技術者の工事成績は、個人としての実績を評価しますので、入札参加者以外の会社に所属していた時の工事成績も評価の対象となります。 ④ 契約工期全てに従事していた工事、もしくは技術者が途中交代した場合は、当該工事の契約工期（中止期間がある場合、中止期間を除く）の2/3以上に従事していた工事が評価の対象となります。ただし、【国土交通省総合政策局建設課長発出 監理技術者制度運用マニュアル】の「二二 監理技術者等の配置の（4）監理技術者等の途中交代」の項において明記される、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する契約については、当該工事の契約工期（中止期間がある場合、中止期間を除く）の1/3以上に従事していた工事を評価の対象とします。 入札に企業体として参加する場合は、当該工事に配置を予定する技術者について評価します。 <END>	共同企業体での実績の取り扱い 構成員の平均値採用 <END>	技術資料の別記様式第3号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に、左記の留意事項を照録のうえ記入し、提出してください。 【提出が必要な資料】 配点ランク「2」又は「1」に該当する場合、次の資料を提出してください。 ①「工事成績評定通知書」の写し ②（財）日本建設情報センターが発行するCORINSの竣工時カルテ受領書等で、配置予定技術者が主任技術者又は監理技術者として従事した期間が確認できるもの <END>	●	
		75点以上あり			0.5	0.5	1.0	1.0	0.5	1.0	1.0	1					
		実績なし			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					
工事の施工能力（必須）	同種・類似工事の施工実績（予定価格5,000万円以上）	主任（監理）技術者としての実績	国、旧公団、都道府県又は政令指定都市の発注工事の元請施工実績がある。				1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	2.0	2	共同企業体での実績の取り扱い 構成員の平均値採用 当該共同企業体の構成員に ついて、 実績がある と認め ます。 契約金額は、最終請求金額（消費税込み）を記入して下さい。 【提出が必要な資料】 内容を証明するものとして、下記に掲げるいずれかの書類を提出して下さい。 1 公共機関発注の場合は、(1)～(4)のいずれかを提出してください。 (1) ①（財）日本建設情報センターが発行するCORINSの竣工時カルテ受領書 ②竣工時データの写し (2) 発注機関が発行した「工事実績証明書」（写しでも可。ただし公告日から1年以内に発行されたものに限る。） (3) 契約書の写し（工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること） (4) 施工計画の現場組織表（配置予定技術者が、「担当技術者」として従事した場合）技術的に携わった担当を明確に確認できるもの 2 公共機関以外の発注の場合は、(1) (2)の両方を提出してください。 (1) 契約書の写し（工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること） (2) 一括下請けがなかったことを証明する書類 ①契約書に一括下請禁止事項がある場合、契約書の写し。 ②契約書に一括下請禁止事項がない場合、一括下請けを許可しなかったことを証明する発注者からの証明書。 上記書類で条件を満たす工事規模等および配置予定技術者が技術的に携わったことが明確に判断できない場合は点数が無効になります。必要に応じて工事内容・規模等が確認できる図面等を添付してください。 特に、CORINSのデータ入力が「代表値」となっている場合は、判断できないことがあります。必要に応じて工事内容・規模が確認できる図面等を添付してください。 また、CORINSの竣工時カルテ受領書以外を提出する場合などは、別途、配置予定技術者が技術者として従事した期間が確認できるものを提出してください。 <END>	●		
			上記以外の発注工事の元請施工実績がある。			0.5	0.5	1.0	0.5	0.5	1.0	1					
			実績なし。			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					
	同種・類似工事の施工実績（概ね予定価格4,000万円以上5,000万円未満）	現場代理人若しくは担当技術者として従事	国、旧公団、都道府県又は政令指定都市の発注工事の元請施工実績がある。			1.0							4				
			上記以外の発注工事の元請施工実績がある。			0.5							2				
			実績なし。			0.0							0				
		主任技術者（監理技術者）として従事	国、旧公団、都道府県又は政令指定都市の発注工事の元請施工実績がある。			0.8							3				
			上記以外の発注工事の元請施工実績がある。			0.4							1				
			上記のいずれも実績なし。			0.0							0				
	同種・類似工事の施工実績（概ね予定価格2,500万円以上4,000万円未満）	現場代理人若しくは担当技術者として従事	国、旧公団、都道府県又は政令指定都市の発注工事の元請施工実績がある。			1.0	1.0						2				
			上記以外の発注工事の元請施工実績がある。			0.5	0.5						1				
			実績なし。			0.0	0.0						0				









